議 第 92 号令和 4 年 2 月 1 6 日提出

公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について

公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部を別紙のとおり変更する。

熊本市長 大西一史

## (提出理由)

平成5年4月1日付けで熊本市と菊陽町との間に締結した公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定により協議するため、同条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

## 変更協定書

平成5年4月1日付けで熊本市(以下「甲」という。)と菊陽町(以下「乙」という。)との間に締結した公の施設の他の団体の利用に関する協定書(以下「原協定書」という。)につき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定による協議の上、その一部を次のとおり変更する。

- 1 原協定書の位置図を別紙のとおり変更する。
- 2 この協定書は、令和4年4月1日から効力を生ずるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保有する。

令和 年 月 日

- 甲 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市 代表者 熊本市長 大 西 一 史
- 乙 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町

代表者 菊陽町長 後 藤 三 雄

